心 税務課 住民税係 **5** (232) 4911

お願いします。書) を6月中旬に送ります。納付書が届きましたら、期限内に納付を書) を6月中旬に送ります。納付書が届きましたら、期限内に納付を平成27年度の国民健康保険税 (国保税) と町県民税の納税通知書 (納付

加入している人ごとに算定し、 国保税は世帯主に課税されます 国保税は、 国民健康保険(国保)に

されます。

制度上、

世帯主が国保に

とに計算されます。

所得の申告をし

■所得の申告をお忘れなく

国保税の所得割は前年の所得をも

てください

健康・保険課または西部支所に届け

課税

退などがあったときは、 ■変更届は14日以内に 課税されます。 保加入者がいれば国保税は世帯主に 加入していなくても、世帯の中に国 うます。 。 世帯の中で社会保険への加入・脱 税額が変わ

> ※平成26年中の収入が遺族年金や障 せんので、必ず申告してください。 額療養費支給額の判定などが行えま ていない人は、税額の軽減判定や高

害年金、

雇用保険の給付金などの

加入· 平成27年度(平成26年中の所得)の

所得証明書・課税証明書などの証明書 脱退から14日以内に ことし1月2日以降に本町に転入し た人の平成27年度の各種証明書は、 ことし1月1日現在に住んでいた市区

非課税所得だけの人や、無収入で あった人でも申告は必要です。

町県民税は、ことし1月1日現在

所得証明書・課税証明書の発行

は6月1日例から発行します。

町村が発行します。

会社から通知書が渡されます。

の住所地から課税されます 県民税はことし1月1日現在

民税が給与から天引きされている人 村から納付書が届きます。 ことし1月1日に住んでいた市区町 本町に住所がある人に課税されます。 月2日以降に本町に転入した人は、 会社などに勤めている人で、

自宅で介護をしているご家族

⑥ 介護保険課 介護保険係

☎ (232) 2508

対象用品 使い捨て手袋、ドライシャン 清拭剤 紙オムツ、尿取りパッ

※助成は受給資格認定申請をした日 助成額 なります。 の属する月の翌月から支給対象と 月額6, 250円(限度)

助成対象者 自宅で介護している家族 対象要件にある人を

※入院中・

施設入所中、

ショ

トス

用品が必要と認められる人

テイ利用中の購入は、

対象外です

し

させない不法投棄

対象要件

要介護3・4・5と認

定され、

紙オムツなどの助成対象

介護用品購入費を助成します。

の精神的、

経済的負担を減らすため

る人を自宅で常に介護している家族

日常生活で重度の要介護状態にあ

・雨水タンクの設置費用の一部を補助します

都市型水害の軽減と地下水のかん養による生活環境保全のため、雨水浸透桝の設置費を補助 しています。上水道の節水と地下水量保全のため、雨水タンクの設置費も補助しています。

雨水浸透桝設置費補助金

交付対象者

• 町内の住宅などに任意で雨水浸透桝を設置する土地所 有者か使用者

景観を損ねるのはもちろん、悪臭や

災害に発展する

自治会などの協力が欠かせません。 のためには土地の所有者や管理者、 ると意識させることも大切です。 り込みなど監視の目が行き届いてい

廃棄物の不法投棄が後を絶ちません 地などへの家電製品やタイヤなどの

ごみ収集場所や道路、

山林、

空き

柵・看板の設置や雑木・雑草の刈

∰ 環境生活課

ごみ減量推進係 ☎(232)2114

せられます(法人の場合は3億円以 懲役または1千万円以下の罰金が科

させないことが重要です。

不法投棄

ポイ捨てや不法投棄を絶対にしない

■不法投棄をなくすためには 看板は町でもお渡しします。

モラルやマナー

ル

ールを守り、

■不法投棄を未然に防ぐためには

廃棄物の不法投棄は、5年以下の

危険性があります。 水質・土壌の汚染、

- 雨水浸透桝が設置された新築住宅を購入した住宅購入
- ■補助額 1基当たり1万6千円(上限4基6万4千円) ■交付対象となる雨水浸透桝
- 雨どいからの接続とすること(雨水以外の流入があれ ば交付対象外)
- 雨水浸透桝標準布設構造図に適合すること

注意事項

- 交付を受けるには、設置前に(雨水浸透桝が設置され た新築住宅を購入した住宅購入者は購入後すぐに)申 請手続きが必要です。
- 補助金の交付は、予算の範囲内で 行います。

雨水タンク設置費補助金

交付対象者

• 町内に住宅用家屋を所有し、居住する一定の要件に当 てはまる人

■交付対象となる雨水タンク

- 有効貯水量が 50以以上のもの
- おおむね5年間以上の使用に耐えられる構造と材質の もの
- 散水などを行う機能があるもの
- 未使用であること
- 当該年度内に購入した雨水タンクであること ※住宅用家屋1棟につき1基まで。

補助額

- 有効貯水量200%未満 (上限)2万4千円
- 有効貯水量200%以上 (上限) 3万5千円
- ※購入額の2分の1の額が右の金額に満たない場合は、 その額から千円未満の端数を切り捨てた額です。
- ■問い合わせ 環境生活課 環境係 ☎(232)2114

4月から介護保険料(65歳以上)が変わりました

3年ごとに見直すことになっている介護保険料(65歳以上)は今年度 が見直しの年です。基準額をもとに、所得などに応じて決まります。

■基準額(年額) 本町で介護保険給付にかかる費用×65 歳以上の人の負担分(22%)÷本町の65歳以上の人数

■65歳以上の人の介護保険料(平成27年度~平成29年度)

■問い合わせ



介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508	介護保険課	介護保険係	a (232) 2508
------------------------	-------	-------	---------------------

■ 03 成以上の人の月設体候件(十成27 年度 ¹⁰ 十成25年度)									
段階	対象者				保険料率	年額(月額)			
	本人	が生活保護を受	給している						
1	本		本人が老齢福祉年金を受給している		基準額×0.45	30,780円(2,565円)			
	があ	(大が市町村民税非課税)(大が市町村民税 非課税)(大が市町村民税 非課税)(大が市町村民税 非課税 がいる)(大が市町村民税 非課税 がいる)(大が市町村民税 おいまり はいます はいます また また	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下					
2				80万円を超え120万円以下	基準額×0.7	47,880円(3,990円)			
3	【】			120万円を超える	基準額×0.75	51,300円(4,275円)			
4	非		本人の前年の合計所得金額と 課税年金収入額の合計が	80万円以下	基準額×0.9	61,560円(5,130円)			
5	説税			80万円を超える	基準額	68,400円(5,700円)			
6			本人の前年の合計所得金額が	120万円未満	基準額×1.2	82,080円(6,840円)			
7				120万円以上190万円未満	基準額×1.3	88,920円(7,410円)			
8	本人	、が		190万円以上290万円未満	基準額×1.5	102,600円(8,550円)			
9	市町	T村民税課税		290万円以上400万円未満	基準額×1.7	116,280円(9,690円)			
10				400万円以上700万円未満	基準額×1.75	119,700円(9,975円)			
11				700万円以上	基準額×1.9	129,960円(10,830円)			

13 2015.6 広報 きくよう